

「出産費資金貸付規程」の一部変更について（お知らせ）

出産育児一時金等の金額については、国の緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に4万円引き上げられ、35万円から39万円（産科医療補償制度の加算対象の出産の場合は、42万円）となっています。

この度、平成22年度末限りとなっている出産育児一時金等の特例措置について、平成23年度以降も継続されるため、出産費資金貸付規程第3条における貸付限度額を、次のとおり、平成23年2月25日から変更しますので、お知らせいたします。

- ・ 変更前 第3条 資金の貸付限度額は、350,000円に組合規約第55条の規程による出産育児付加金（10,000円）又は組合規約第56条の規定による家族出産育児付加金（5,000円）を加算した額の8割相当額とする。
- ・ 変更後 第3条 資金の貸付限度額は、420,000円（財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。）でない場合にあつては390,000円）に組合規約第55条の規程による出産育児一時金付加金（10,000円）又は組合規約第56条の規定による家族出産育児一時金付加金（5,000円）を加算した額の8割相当額とする。